資料２　別紙

基本計画の取り組み状況について

基本理念および基本方針、各施策の体系図は、以下のとおり

基本理念	基本方針	施策
『地球環境にやさしい持続可能な循環型社会』の実現	３Ｒの推進	**Reduce** **１）【重点】マイバッグ運動の推進** **２）【重点】「買いすぎ」、「食べ残し」、「作りすぎ」による食品ロスをしないことの啓発** ３）【新規】詰め替え商品の購入の啓発 ４）生ごみの水切り運動の推進 **Reuse** １）リユースセンターの利用促進 **Recycle** **１）【新規】サーマルリサイクルによるごみ処理** **２）【重点】雑がみの分別徹底** **３）【新規】店頭設置の回収箱による回収促進** ４）廃食油の回収取組の促進 **５）【重点】生ごみ堆肥化の促進** **６）【重点】食品排出事業所への食品リサイクル法に基づく再利用の促進** ７）使用済み小型家電の別回収によるリサイクル推進 ８）【新規・重点】新たなリサイクルの検討
	適正処理の確保	１）不法投棄対策 ２）市民参加による一斉清掃活動の実施 ３）ごみ集積所配置の適正化 ４）新聞等の持ち去り防止の強化 ５）事業系ごみの減量化及び適正処理の推進 **６）【重点】事業所から排出される廃プラスチックの受入規制** ７）許可業者へのごみ搬入基準遵守指導 **８）【重点】環境センターでの展開検査による適正搬入監視と指導** **９）【重点】多量排出事業者に対する訪問指導** 10）事業所におけるごみの分別徹底 11）【新規】災害廃棄物処理計画の策定
	環境学習の充実	**１）【重点】ごみ減量と正しい分別方法に係る啓発の強化（分別アプリ導入等）** ２）転入者の分別マナー向上対策 ３）ごみ処理に係る情報公開 ４）ごみ・水環境問題市民会議との連携 ５）地域環境推進員による活動の充実 **６）【新規・重点】交流拠点施設の環境学習拠点としての利用** **７）【重点】環境施設の見学会の充実** ８）環境フェア（環境フォーラム）の開催 ９）ダンボールコンポスト実践講習会 10）事業所へのごみ減量・資源化策の情報提供 11）【新規】ごみ減量優良事業所のＰＲ

排出抑制の推進に向けて実施する各施策の体系図

１．３Ｒの推進(Reduce:発生抑制、Reuse:再利用、Recycle：再資源化)

【Reduce(リデュース):発生抑制】

１)【重点】マイバッグ運動の推進（１世帯 30%削減)

行政、事業者、市民が協力してマイバッグ運動に取り組み・実施し、レジ袋の削減を目指すとともにリデュースに対する意識向上のきっかけとします。

【取組状況】

⇒広報もりやまで「マイバック運動」の取組みを掲載。

自治会や学童クラブ等の出前講座で幅広い世代へ啓発。

２)【重点】「買いすぎ」「食べ残し」「作りすぎ」による食品ロスをしないことの啓発（食品ロス割合 10%削減)

そもそも生ごみを出さないため、「買いすぎ」、「食べ残し」、「作りすぎ」をしないことを意識付けます。具体的には、従来より取り組んでいる食材使い切りレシピの紹介や 3010 運動による残さず食べることの啓発に加え、フードバンク実施機関との連携の推進などリデュース、リユースの２Ｒの取り組みを強化します。

【取組状況】

⇒広報もりやまで「3010 運動」の取組みを掲載、ごみ NOW で食品ロスを特集。

フードドライブの推進（エコパーク、市役所に設置)。

３)【新規】詰め替え商品の購入の啓発(１人あたり 10%削減)

ホームページ、広報等で詰め替え商品の購入を促進し、ボトル類のごみの減量化を推進します。

【取組状況】

⇒広報もりやまで「詰め替え商品の購入」の取り組みを掲載、出前講座等で啓発。

４）生ごみ水切り運動の推進(焼却ごみから３ｇ/人・日減)

生ごみの約８割は、水分です。水切りを徹底することで 10%減量することができると言われています。このため、台所での水切り徹底を心がけるよう啓発するとともに、自治会、守山市ごみ・水環境問題市民会議および地域環境推進員と連携し、市民全体での水切り運動に繋げます。

【取組状況】

⇒広報もりやまで「生ごみ水切り運動」の取り組みを掲載、出前講座等で啓発。

ごみカレンダーに掲載。

【Reuse(リユース):再利用】

１）リユースセンターの利用促進

破砕ごみ、粗大ごみの中から再利用できるものを抽出して交流拠点施設内のリユースセンターに展示し、再利用を希望される方に無償で提供します。市民への利用拡大を図るため、積極的な情報提供に努めます。また、リユースセンターでの展示、イベント等の開催を行い、情報発信の拠点として利用を促進します。

【取組状況】

⇒広報もりやまで「リユースセンター」の取り組みを掲載。

１年間を通してリユースセンターで展示し、年間約 1,000 件のリユース品を無償提供。

【Recycle(リサイクル)：再資源化】

１）【新規】サーマルリサイクルによるごみ処理

リデュース、リユースを実施した上で、排出されたごみについては、サーマルリサイクルによる処理を行い、エネルギーの有効活用を図ります。

【取組状況】

⇒焼却した熱を利用し、高温高圧の蒸気でタービンを回し、効率的な発電を実施。

交流拠点施設（温水プール、温浴施設）に余熱を供給。

２）【重点】雑がみの分別徹底(焼却ごみから 10g/人・日減)

資源化可能な紙は、本市の家庭系焼却ごみの約 17%（平成 29(2017)年度のごみ組成分析結果）でした。まだ分別が可能な雑がみが分別されていないと考えられるため、引き続き分別の徹底を啓発するため、雑誌・雑がみ分別辞典、雑がみ保管袋の配布、小中学校保護者への分別の依頼、公共施設等での拠点回収をはじめとする対策を実施します。また、新たな対策についても継続して検討してまいります。

【取組状況】

⇒広報もりやまで「資源可能な紙類の資源化」の取り組みを掲載、出前講座等で啓発。

転入者用ごみ案内窓口で、ごみの分別の説明、雑がみ保管袋を配布。

ごみカレンダーに「雑誌・雑紙類の資源化について」掲載。

３）【新規】店頭設置の回収箱による回収の促進(容器トレイ店頭利用量２倍増)

資源化できるきれいな容器トレイやペットボトルについては、店頭回収を積極的に活用していただくよう、回収店舗をごみ・資源物収集カレンダーやホームページに掲載し周知を図ります。なお、店頭回収を促進するにあたり、店舗の意向をしっかりと確認を行ってまいります。

【取組状況】

⇒広報もりやまで「容器トレイの店頭回収」の取り組みを掲載、出前講座等で啓発

ごみカレンダーに店頭回収を実施している店舗を掲載

４）廃食油の回収取組の促進

廃食油は回収を取り組んでいる自治会に加え、市役所、北公民館でも拠点回収を行っています。精製油（バイオディーゼル燃料）の利用促進を図るため、精製油により走行する循環型社会推進車（エコ車）を市内ボランティア団体等に貸し出し、地域での美化活動やまちづくり活動に利用します。

【取組状況】

⇒指定ごみ集積所の一部で資源物回収、市役所および北公民館で拠点回収を実施。
貸出用の循環型社会推進車はバイオディーゼル車から電気自動車に変更したことから、回収した廃食油は石鹸の原料とし、市民に啓発用として配布。

５）【重点】生ごみ堆肥化の促進（生ごみ処理機購入世帯 1.5 倍）

家庭用生ごみ処理器購入費助成事業については、平成 4(1992)年 7 月から助成を開始しており、今後も助成を継続します。生ごみの堆肥化が進めば、家庭からの生ごみの排出抑制とともに焼却処理施設の焼却効率の向上が期待できるため、利用世帯の拡大を図ります。

また、令和 3(2021)年 9 月より順次、中学校給食を開始しますが、小学校同様に生ごみ処理機を導入することで、ごみの減量化を図ることを検討します。

さらに、生ごみ処理で生成された肥料について、家庭や学校で使い切れない場合が想定されるため、生成した肥料の活用方法を検討し、循環システムの構築に努めます。

【取組状況】

⇒市民のニーズに合わせ、生ごみ処理機購入助成制度を改正し、助成を継続。
小中学校 13 校の給食室に生ごみ処理機を導入し、生ごみの減量化を推進。

６）【重点】食品排出事業所への食品リサイクル法に基づく再利用の促進

食品排出事業者に対して、生ごみ処理機の設置や、民間の堆肥化施設への搬出等を促し、食品残渣のリサイクルを推進します。

【取組状況】

⇒企業訪問を通して、食品排出事業者に対して、生ごみ処理機の設置や市外の堆肥化施設への搬出等のリサイクルの促進に向けて、市内事業所の先進的な取り組みを紹介。

７）使用済み小型家電の別回収によるリサイクル推進

平成 28（2016）年 4 月から使用済み小型家電のリサイクルを開始しました。具体的には市内 12 施設（市役所、地区会館、商業施設）の専用回収ボックスで回収後、再生事業者に引渡しています。

新環境センターでは、破砕ごみの搬入時に使用済み小型家電を取り除き、再生事業者へ引渡しをしてまいります。また、使用済み小型家電がリサイクルされていることについて認知度が低いことから、ごみ・資源物収集カレンダーでの周知と併せて、自治会を通じての啓発を行うなど、啓発を強化してまいります。

【取組状況】

⇒広報もりやまで「使用済み小型家電の回収ボックスの利用促進」について掲載。
ごみカレンダーへの掲載や出前講座等で啓発。
令和６年度よりコープもりやま店で小型家電回収ボックスを新たに設置。

８）【重点・新規】新たなリサイクル手法の検討

資源の更なる循環を目指し、紙おむつやプラスチック等の新たなリサイクル手法について、先進地の取り組みを研究するなか検討を進めます。

【取組状況】

⇒羽毛布団および使用済み紙おむつのリサイクラーと協議するなど、導入経費等の課題から更なるリサイクル手法の研究が必要。

２．適正処理の推進

１）不法投棄廃棄物対策

地区会館を拠点とした「地域巡回活動業務」において、散在性ごみ、不法投棄ごみの収集活動およびパトロールを実施します。また、不法投棄が多い場所については、看板の設置や、捨てられにくい環境づくりのため、施設管理者に対してごみの一掃等の協力を依頼します。

【取組状況】

⇒地区会館を拠点に、シルバー人材センターに「地域巡回活動業務」を委託し、ポイ捨てや不法投棄の収集及びパトロールを定期的に実施。
自治会や事業所と連携し、不法投棄防止に向け、看板の設置する等啓発活動を実施。

２）市民参加による一斉清掃活動の実施

毎年７月を「河川愛護活動」、11 月および 12 月を「ごみのない美しい街づくり運動」の実施月とし、自治会等を主体とした公共場所における散在性ごみ等の清掃活動を促進します。また、「ごみゼロの日」である５月 30 日前後に散在性ごみを一斉清掃する「ごみゼロ大作戦」を実施します。

【取組状況】

⇒夏の「河川愛護活動」、冬の「ごみのない美しい街づくり運動」の実施に対する、自治会へ支援を実施。令和７年度から「ごみのない美しい街づくり運動」の支援を拡充。
ごみ・水環境問題市民会議と共催で、毎年「ごみゼロ大作戦」を実施。
エコパーク内にボランティア清掃用集積所を設置。

３）ごみ集積所配置の適正化

現在のごみ集積所の配置や新規のごみ集積所の設置について、住宅等の増加および地域特性、効率的・効果的な収集運搬を考慮し、適正なごみ集積所の配置を検討します。また、新

たな分別により、集積所の新設や増改築な必要な箇所については、自治会への負担軽減対策を検討してまいります。

【取組状況】

⇒民間開発等の宅地造成計画時では、適正なごみ集積所の配置について、自治会と連携し、開発事業者と協議、指導を実施。

分別区分の変更時には、経常のごみ集積所整備補助金に加え、ごみ集積所緊急対策事業負担金を創設し、集積所の新設、増築の支援を拡充。

４）新聞等の持ち去り防止の強化(持ち去り量 50%削減)

平成 24(2012)年 12 月に条例を改正し、罰則規定を設け、さらに平成 28(2016)年度から新たに資源物回収車に「資源物回収車」と印字した幕を張り、市の回収車であることを明確化しました。しかしながら、依然として、持ち去り行為が絶えないことから、新たな対策の検討を行います。

【取組状況】

⇒資源物回収車に「資源物回収車」と印字した幕を張り、市の回収車であることを明確化するとともに、各集積所に啓発看板を作成し、要望に応じ配布。

自治会の「わ報償」に「資源物の持ち去り防止対策」のメニューを設け、自治会の独自取り組みを支援。

５）事業系ごみの減量化および適正処理の推進

一般廃棄物減量計画書の提出（年間 20ｔ以上の排出事業者）および一般廃棄物マニフェストシステム（年間 30ｔ以上の排出事業者）を実施し、自らが排出したごみの量やその流れを把握することにより、減量意識の向上、分別排出の徹底、不法投棄等の不適正処理の防止を促します。

【取組状況】

⇒年間 20ｔ以上の排出事業者には一般廃棄物減量計画書の提出を、年間 30ｔ以上の排出事業者には一般廃棄物マニフェストシステムの実施を明文化した。

６）【重点】事業所から排出される廃プラスチックの受入規制

事業所から排出される廃プラスチックについて、廃棄物処理法では産業廃棄物に該当することから、受入規制を実施します。また、ペットボトル、空き缶、空きビンなども受入規制を行います。受入規制により、混乱がないよう事業所へ正しい処理方法を周知してまいります。

【取組状況】

⇒新環境センターの稼働に合わせ、事業所から排出される廃プラスチック等の産業廃棄物や資源物の受入規制を実施。

７）許可業者へのごみ搬入基準遵守指導

環境センター搬入時に抜き打ち検査を実施し、分別搬入を指導します。また、改善が見られない許可業者に対しては、処分基準に基づく処分を実施するのと併せて、排出基準を守らない排出事業者に対しては、個別に訪問指導を行います。

【取組状況】

⇒毎月、不定期に事業系ごみの展開検査を実施し、資源物や排出禁止物が含まれていないか確認を実施。

許可業者による再三の指導においても、排出が悪い事業者に対しては、個別に訪問指導を実施。

８）【重点】環境センターでの展開検査による適正搬入監視と指導

事業系ごみの適正搬入を推進するため、環境センターにおける展開検査を強化し、事業系ごみの正しい分別の徹底と減量化を図ります。

【取り組み状況】

⇒毎月、不定期に事業系ごみの展開検査を実施し、資源物や排出禁止物が含まれていないか確認を実施。

９）【重点】多量排出事業者に対する訪問指導

マニフェストシステムに加え、多量排出事業者を訪問指導することにより、産業廃棄物と一般廃棄物の区別を含めた分別の徹底、資源化の促進を働きかけ、減量意識の向上を図ります。

【取組状況】

⇒年間 20ｔ以上の排出事業者には、毎年７月に分別の徹底、資源化の促進について、訪問指導を実施。また、優良事業所の先進的な取り組みを周知。

10）事業所におけるごみの分別徹底

事業所におけるごみ分別徹底を啓発してまいります。とりわけ、市民に身近な存在であるコンビニと連携したごみの分別を啓発することにより、分別を通じた資源化を意識付けすることなどに繋がることから、コンビニの協力を得る中、ごみの分別啓発を推進します。

【取組状況】

⇒許可業者を通した事業所への分別指導を実施。

11）【新規】災害廃棄物処理計画の策定

災害発生時における廃棄物の処理について、国県の指針等に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、安心・安全な処理体制を確保します。また、災害廃棄物処理計画策定後は、国、県から示される指針や計画、本市の地域防災計画等、計画の前提条件となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

【取組状況】

⇒令和５年３月に災害廃棄物処理計画を策定。

県や環境省の災害廃棄物処理に係る研修会や訓練に参加。

３．環境学習の充実

１）【重点】ごみ減量と正しい分別方法に係る啓発の強化（分別アプリ導入等）

焼却炉の形式変更に伴い分別方法が変わるため、新たな分別の定着を図ります。従前からのごみ・資源物収集カレンダーやホームページ、広報での啓発に加え、分別アプリやＰＲ動画を作成し、周知徹底を強化してまいります。特に、プラスチックやゴム・皮革製品等の複合品や、水銀を含む危険物の排出の仕方について丁寧に説明を行うものとします。

また、ごみ出しに困られている外国人が多く存在することから、外国人向けの分別のリーフレットをホームページに掲載してまいります。

【取組状況】

⇒令和２年 10 月ごみ分別アプリを導入し、ごみ説明窓口等でアプリの導入を周知するとともに、広報もりやまをはじめとしたごみ減量推進課からの告知等で QR コードによるダウンロードを推進。

ごみカレンダーおよびごみ分別アプリは多言語に対応。

２）転入者の分別マナー向上対策

本市の人口は、毎年 1%程度の割合で増え続けています。転入者へのごみの分別の意識やマナーの向上を図り、正しくごみの分別を行うことで、リサイクル率の向上を図ります。また、アパートやマンションへの転入者の分別マナー向上のため、不動産会社向けに分別徹底の指導を行います。

【取組状況】

⇒集合住宅を含め転入者に対しては、ごみ説明窓口で一人ひとりにごみの分別の説明を実施。また、分別が悪い集積所を利用する集合住宅に対しては、その管理会社に対して、直接訪問し、ごみの正しい分別について周知、啓発するように指導。

３）ごみ処理に係る情報公開

広報やホームページ、リユースセンター等を通じて市民に広く情報を発信します。ごみ処理の現状のほか、分別方法の通知、イベント・講座等の開催を行い、市民の意識向上に努めます。

【取組状況】

⇒広報もりやま、ホームページ、分別アプリおよび公式 LINE を通して、ごみに関する様々な情報を提供。

４）ごみ・水環境問題市民会議との連携

市民および事業者のごみの減量・再資源化等に関する意識の高揚を図るための啓発活動・実践活動を協働して実施します。

【取組状況】

⇒ごみ・水環境問題市民会議において、ごみゼロ大作戦、ごみ集積所立会啓発、さわやか12.１運動、エコフェスタなどを開催し、ごみの減量・再資源化等に関する意識の高揚を図る。

５）地域環境推進員による活動の充実

地域環境推進員に対する情報の提供や推進員間の情報交換・交流、各活動に対する支援等を行い、地域環境推進員による活動の充実を図ります。

【取組状況】

⇒年度初めに地域環境推進員研修会を開催し、各自治会におけるごみの減量・再資源化等の取り組みを促進。

６）【新規・重点】交流拠点施設の環境学習拠点としての利用

環境部局を環境学習都市宣言記念公園の交流拠点施設に移転し、新しい環境施設と連携強化を図る中、環境学習の拠点として環境学習の充実を図り、環境学習都市宣言具現化のために、各自治会年１回の環境学習の実施を推進します。

【取組状況】

⇒環境センターおよび環境学習室で定期的に多様な環境学習に実施。

７）【重点】環境施設の見学会の充実

ごみ処理の現状と環境に対する意識の向上を図るため、毎年、

小学４年生が環境センターへ見学に訪れています。自らの目で自分たちが出したごみがどのように処理されているか見て、ごみ処理の現状を理解することが大切であると考えます。引き続き、学区、自治会または各種団体単位で環境学習（環境教育等）を奨励していきます。

【取組状況】

⇒１年間を通して、各自治会や各種団体、小学４年生等が環境センターの見学会を実施。

８）環境フェアの開催

環境意識とごみ問題の啓発および環境センターの PR を目的とし、守山市ごみ・水環境問題市民会議、環境関連企業等で実行委員会を組織して環境フェアを開催してきました。今後においても、環境フェアを開催し、市民、事業者、行政の連携を図ります。

【取組状況】

⇒守山市ごみ・水環境問題市民会議、環境関連企業等と連携し、エコフェスタを毎年開催。

９）ダンボールコンポスト実践講習会

生ごみの減量化と有効利用を目的にダンボールコンポスト実践講習会を引き続き実施します。特に、夏休み時期に小学生向けに開催することで、親子で取り組みを行い、生ごみの減量化・資源化について考える契機としてまいります。

【取組状況】

⇒夏休み期間に親子で学ぶダンボールコンポスト実践講習会を実施するとともに、11 月にフォローアップ講座を実施。

10）事業所へのごみ減量・資源化策の情報提供

事業所の訪問時にごみ減量化・資源化の方法が分からないとの相談も多くあります。このため、取り組み事例をまとめたガイドブックを作成し、事業所の訪問時に活用するとともに、市のホームページに掲載し、周知を図ってまいります。

【取組状況】

⇒事業者に対して、事業系ごみ分別ガイドブックを活用し、ごみの減量化施策を指導。

11）【新規】ごみ減量優良事業所のＰＲ

事業系一般廃棄物の減量化・資源化に積極的な取り組みをしている事業所に対して、日頃の労と功績をたたえるとともに、その活動を広く周知することで、事業者や市民の環境意識の向上を図ります。

【取組状況】

⇒ホームページでごみ減量化、資源化に先進的な取り組みをした事業者を紹介し、その功績を称え、他の事業所に企業訪問等で優良取り組み事例として紹介。